

第2章 環境に関する状況

第1節 環境を取り巻く状況

1 社会的背景

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。グローバル化の進展や、高度情報通信社会の到来により、世界との距離が急速に縮まり、世界中の様々な国や地域における経済活動や社会変動の結果が、かつてない速さで伝播し、他の国や地域へ影響を及ぼしています。

温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など、人類生存の基盤である地球全体の環境に影響を及ぼすような地球規模での環境問題もその例外ではなく、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が他の国や地域の人々の生活に及ぼす影響も、ますます強まっています。地域間相互が密接に結びついた今日の人類社会においては、私たち一人ひとりが、地球に暮らす一員として、自分の周囲だけでなく、世界への影響を考慮に入れながら、生活様式や事業・経済活動のあり方を考えることが求められています。

一方、国内に目を向けると、20世紀後半の高度経済成長期以来、我が国の社会では、生活水準の上昇と生活の利便性の向上を追い求めた結果、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う生活様式が定着し、生活排水による

水質汚濁や交通などに起因する大気汚染、化学物質による環境リスクの高まりや自然環境の破壊問題など、様々な環境問題に直面してきました。

しかし、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、自然の持つ圧倒的な力に対する社会やシステムの脆弱性など、人間の力の限界が改めて認識されるとともに、大量の資源・エネルギーを消費することではじめて成り立つ、経済効率性や競争性を重視した今日の社会のあり方が見つめ直され、人と人とのつながり、地域や社会への貢献などが強く意識されるようになり、人々の価値観や意識が変化する兆しが見えはじめています。

自然との関わり方や、安全・安心の視点も含め、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させる」(昭和62(1987)年ブルントラント委員会報告書)『持続可能な社会』を築き、それを将来の世代に引き継いでいくためには、私たちが、環境による制約を前提条件として受け入れ、その制約のなかで資源やエネルギーを効率的に利用しながら、環境への負荷を低減し、自然と共生していくことが求められています。

2 環境に関する国内外の情勢

我が国では、平成5(1993)年の「環境基本法」制定以降、国の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「環境基本計画」(平成6(1994)年)、「第二次環境基本計画」(平成12(2000)年)、「第三次環境基本計画」(平成18(2006)年)、「第四次環境基本計画」(平成24(2012)年)が策定されています。「第四次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会が掲げられています。

環境を巡る様々な動きの中で、地球温暖化問題については、これまで平成4(1992)年に気候変動枠組条約、平成9(1997)年に京都議定書 が採択され、先進国全体の平成20(2008)年～平成24(2012)年のCO₂排出量を平成2(1990)年比で少なくとも5%削減することを目的として、各国の数値目標が定められました。

我が国における地球温暖化の防止に向けた取組としては、平成10(1998)年に、京都議定書における目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割を明確にした「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。平成17(2005)年4月には、京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした「京都議定書目標達成計画」が

策定され、様々な取組が進められる中で、京都議定書第一約束期間(平成20(2008)年～平成24(2012)年)の6%削減目標を達成する見込みです。

京都議定書に代わる2020年以降の国際的な排出削減の枠組については、気候変動枠組条約締約国会議において構築に向けた協議が継続的に行われており、我が国においても、中・長期の温室効果ガス排出削減目標の設定を含めて、今後、必要な法整備や計画の策定、施策の実施による地球温暖化対策が一層強化されていくものと考えられます。

自然環境・生物多様性 については、国連環境開発会議(地球サミット)において、平成4(1992)年に「生物多様性条約」が採択され、この条約に基づき、日本では平成7(1995)年に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。平成20(2008)年には「生物多様性基本法」が施行され、この基本法に基づき、「生物多様性国家戦略2010」(平成22(2010)年)、「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年)が策定されました。「生物多様性国家戦略」では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針、国が行うべき施策の方向や講ずるべき対策等を定めたもので、これにより各種の取組が進められています。また、平成22(2010)年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23(2011)年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。愛知目標では、生物多様性損失の

根本原因への対処や持続可能な利用の促進等、5つの戦略目標と、その下位にそれぞれの個別目標が掲げられています。

循環型社会の構築については、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するための基本的枠組として、平成13(2001)年に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを踏まえ、資源有効利用促進法や廃棄物処理法の改正をはじめとした、一連のリサイクル法が施行されました。

平成19(2007)年には、今後の世界の枠組づくりへ我が国が貢献する上での指針である「21世紀環境立国戦略」において、持続可能な社会が「低炭素・循環型・自然共生型」社会の各側面を統合した取組展開が不可欠であることが示され、これを踏まえて、循環型社会形成推進基本法に基づく「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20(2008)年)、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25(2013)年)が策定されました。また、平成21(2009)年には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく「バイオマス活用推進基本計画」が平成22(2010)年に策定されるなど、循環型社会づくりへの取組が着実に進みつつあります。

第2節 本県の基本特性

1 地 勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、南は日本一の高峰富士山(標高3,776m)、西には3,000m級の山々からなる南アルプス、北には八ヶ岳、茅ヶ岳、北東には奥秩父山塊など、周囲を急峻な山々に囲まれた内陸県です。

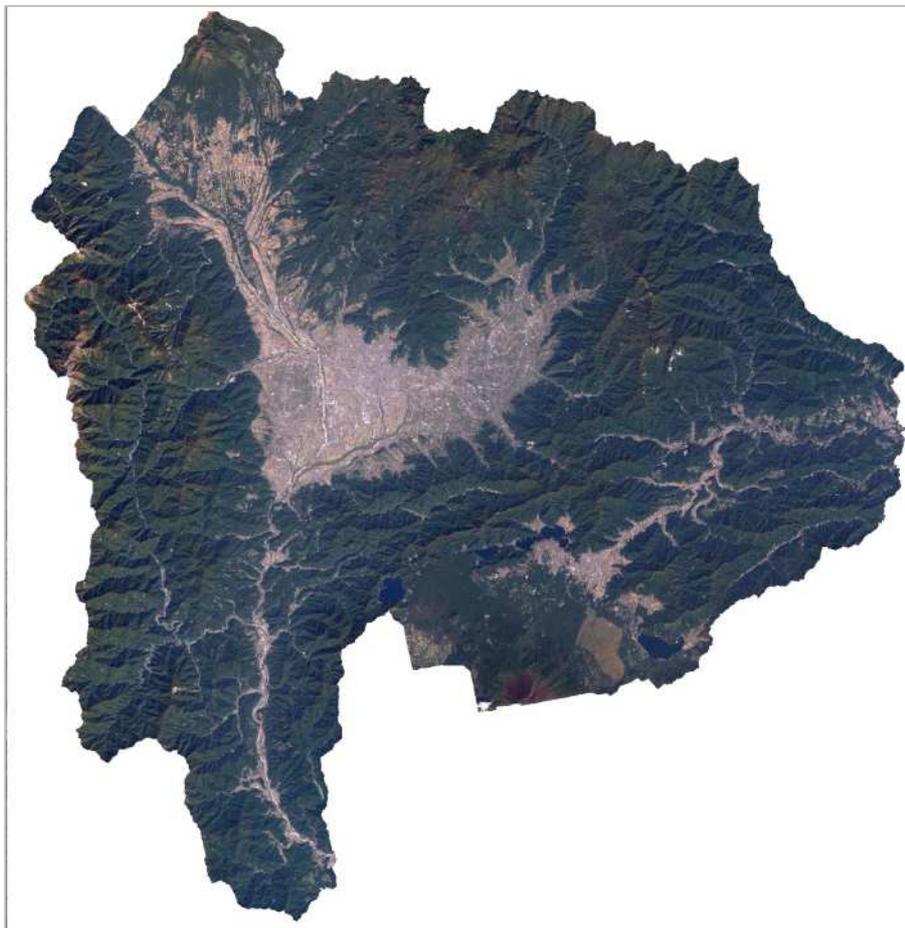
河川は、富士川水系、相模川水系、多摩川水系の3つに分けられます。

富士川水系は御坂山地の西側に位置し、富士川(釜無川を含む)、笛吹川が流れてお

り、その流域は県土面積の約4分の3を占めています。相模川水系は御坂山地の東側に位置し、相模川(桂川を含む)が流れ、また、多摩川水系は県の北東部に位置し、多摩川、小菅川が流れています。

県土面積は、4,465km²(平成23(2011)年10月1日現在)で、我が国の総面積の約1.2%にあたります。

図2-1 山梨県全図

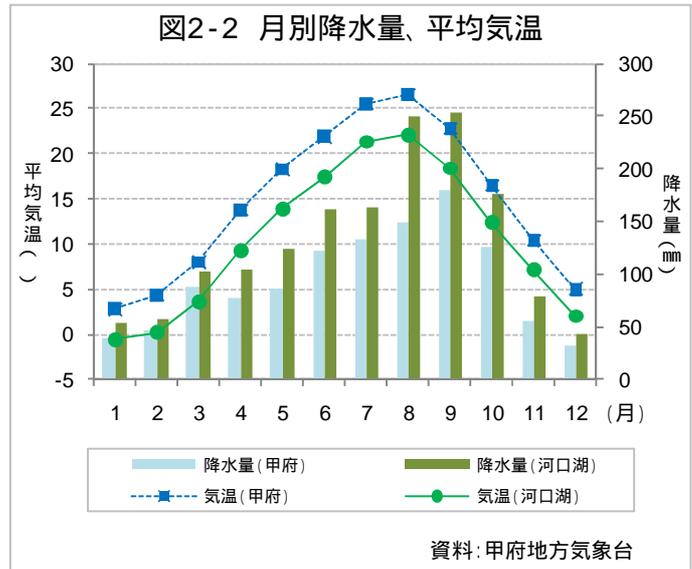


資料:山梨県全図衛星写真(山梨県環境科学研究所提供)

2 気候・気象

周囲を急峻な山々に囲まれた本県は、降水量の平年値が1,135.2mm(甲府地方気象台。統計期間1981～2010年。以下同様。)と少なく、夏と冬の温度差が激しく昼夜の気温差も11と大きい盆地特有の内陸的気候となっています。

山梨県甲府市の気温の平年値は14.7で、県南部や東部では比較的暖かく、北部や西部の山岳地は寒冷です。また、降水量は南部や西部山岳地で多く、北部山岳地で少なくなっています。



3 人口・世帯数

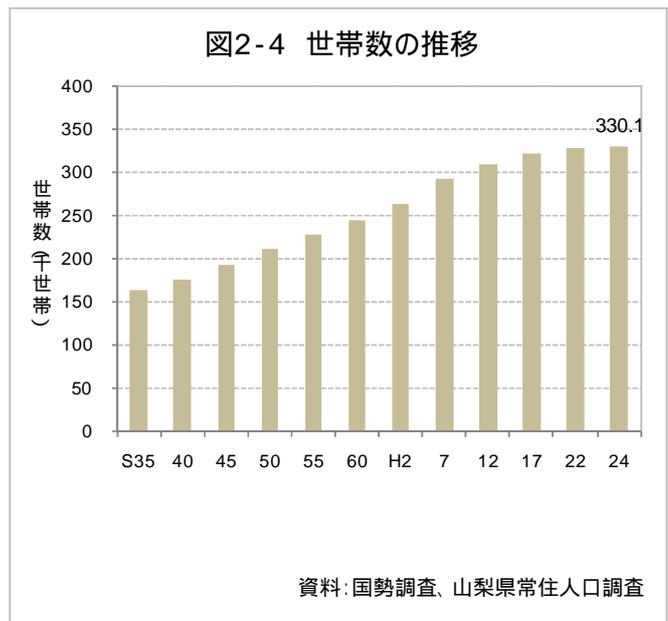
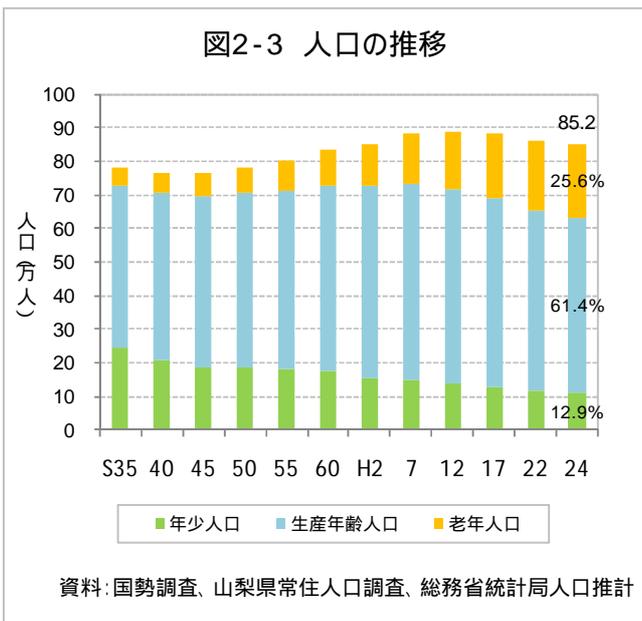
本県の人口は、平成24(2012)年10月1日現在851,681人となっています。

年齢3区分別人口では、昭和20年代以降、15歳未満人口が減少、65歳以上人口が増加しており、年少人口(0～14歳)が12.9%、

生産年齢人口(15～64歳)が61.4%、老年人口(65歳以上)が25.6%(うち75歳以上

が13.5%)(平成24(2012)年10月1日現在)となっています。

また、世帯数は、平成24(2012)年10月1日現在、330,120世帯となっています。

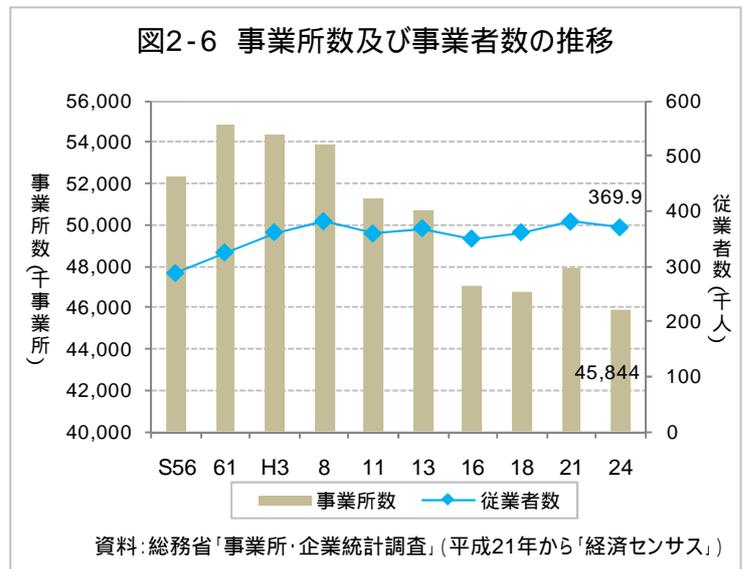
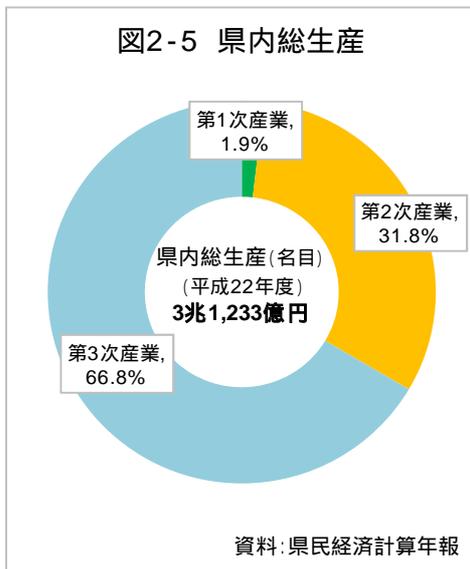


集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

4 産 業

平成22(2010)年度の県内総生産は、名目で3兆1,233億円であり、前年度に比べて6.7%の増加となりました。その内訳を産業別で見ると、第1次産業が1.9%、第2次産業が31.8%、第3次産業が66.8%であり、昭和57(1982)年の中央自動車道の開通を契機としてハイテク産業の立地が進むなど、第2次産業の占める割合が全国平均に比べて高くなっています。

県内の事業所数は昭和61(1986)年まで増加傾向にあり約5万4千事業所にまで達しましたが、その後減少に転じ、平成24(2012)年の事業所数は45,844事業所です。一方、従業者数は平成8(1996)年まで増加傾向にあり約38万人まで達しましたが、その後やや減少し、平成24(2012)年度の従業者数は369,904人となっています。



集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

5 県 民 性

本県の厳しい自然特性は、勤勉性や忍耐強さ、創造性や進取の気性など活力に満ち知恵を育む県民性を培ってきました。その結果、気候風土を生かした果樹栽培や全国に誇る地場産業の発祥と発展を生み出し、著名な財界人や文学者を輩出してきました。

本県特有の風土が長い年月をかけ、育んだ県民性は、持続可能な社会の形成に向けて大きな力となるものです。

第3節 本県の環境の現状

1 生活環境

1-1 大気

本県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局、合計12局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

平成24(2012)年度の結果では、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)、微小粒子状物質(PM_{2.5})について、環境基準を達成しましたが、光化学オキシダント(Ox)については、非達成でした。

また、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の長期的評価による測定結果の経年変化は、低減傾向又は横ばいであり、光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、横ばいとなっています。なお、微小粒子状物質については、測定開始が平成22(2010)年度からのため、現在、経年変化の経過を観察していません。

表2-1 大気汚染に係る環境基準達成状況の推移

(環境基準達成局数 / 有効測定局数)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二酸化硫黄(SO ₂) (長期的評価) | 2/2 | 3/3 | 3/3 | 3/3 | 3/3 |
| 一酸化炭素(CO) (長期的評価) | 2/2 | 2/2 | 2/2 | 2/2 | 2/2 |
| 浮遊粒子状物質(SPM) (長期的評価) | 11/11 | 12/12 | 12/12 | 12/12 | 12/12 |
| 二酸化窒素(NO ₂) (長期的評価) | 11/11 | 11/11 | 11/11 | 10/10 | 11/11 |
| 光化学オキシダント(Ox) (短期的評価) | 0/10 | 0/10 | 0/10 | 0/10 | 0/10 |
| 微小粒子状物質(PM _{2.5}) (長期的評価) | - | - | 1/1 | 1/2 | 5/5 |

資料: 大気水質保全課

評価方法

短期的評価: 測定を行った日の1時間値の1日平均もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価:

SO₂, CO, SPM 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準として評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成とする。

NO₂ 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

PM_{2.5} (長期基準に関する評価) 測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。
(短期基準に関する評価) 測定結果の1日平均値のうち、年間98パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

環境基準の達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

1-2 水 質

本県では毎年、「水質汚濁防止法」に基づき測定計画を定め、河川・湖沼の公共用水域と地下水の水質測定を実施し、その結果を環境基準などにより評価しています。

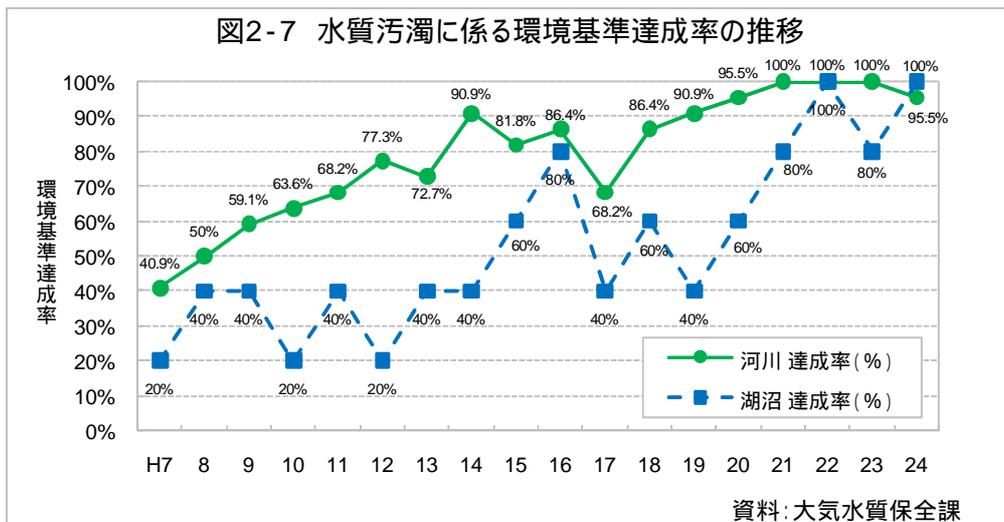
平成24(2012)年度における公共用水域の水質測定の結果、調査地点53地点において、河川の評価指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率は95.5%、湖沼の評価指標であるCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は100%という結果でした。

さらに、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛については、全ての地点において環境基準を達成しました。

また、河川のうち3地点で、人の健康の保護に関する環境基準を超えるヒ素が検出されましたが、これまでの調査結果から原因は地質由来によるものと考えられます。

一方、地下水については、平成24(2012)年度、県内44地点において、環境基準が定められている27項目について水質の概況調査を行った結果、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。

要監視項目については、1地点でマンガンが指針値を超過しました。



1-3 騒音・振動・悪臭

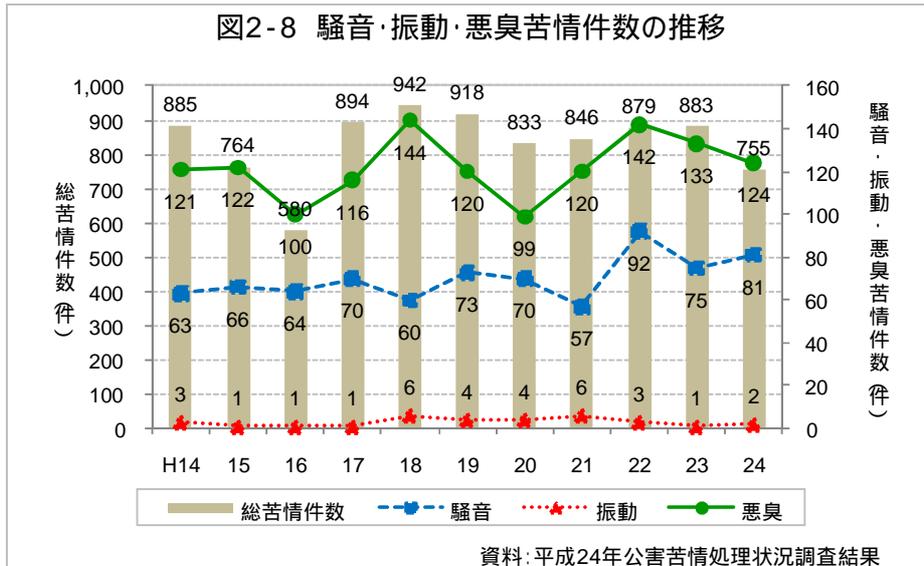
騒音についての苦情件数は、横ばい傾向で推移していましたが、近年はやや増加しており、平成24(2012)年度は81件でした。

また、道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況を見ると、平成24(2012)年度、面的評価対象区域のうち昼夜とも環境基準以下であったのは、93.3%とな

っています。

振動に関する苦情件数は毎年数件程度で推移し、また、悪臭の苦情件数は長期的には横ばい傾向となっています。平成24(2012)年度における苦情件数は、振動が2件、悪臭が124件でした。

図2-8 騒音・振動・悪臭苦情件数の推移



1-4 地盤沈下

地盤沈下については、県内38地点(基準点含む)で一級水準測量を行っており、長期的には全調査地点で地盤沈下が見られ、沈下量は甲府盆地中央部より南部の方が大き

い傾向が見られます。しかし、現在のところ、国が地盤沈下地域として公表している基準である年間20mmを超えて被害を生じるような沈下は見られない状況です。

1-5 土 壌 汚 染

有害物質を使用等していた施設の廃止時や一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に土壤汚染状況調査を実施することが土地の所有者等に義務付けられています。

構造や有害物質の適正管理等について指導を行っています。

平成24(2012)年度末で、土壤汚染対策法の要措置区域に指定されている区域は4件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は7件となっています。

土壤汚染を未然に防止するために、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の

1-6 化 学 物 質

環境中のダイオキシン類 濃度の平成24(2012)年度の測定結果では、大気、水質、土壌の全ての測定地点において環境基準を達成しています。

が定められており、平成24(2012)年度の測定結果において、全ての物質が全ての地点で環境基準を達成しています。

大気中の有害な化学物質については、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン の4物質に関して環境基準

また、平成14(2002)年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出が始まりました。

平成23(2011)年度PRTR データの実績では県内345事業所から届出があり、届出排出量・移動量は2,169トン(全国の0.5%)でした。環境への届出排出量は1,532トン(全国の0.9%)で、このうち大気への排出量が98.4%を占めています。事業所からの届出移動量は638トン(全国の0.3%)で、このうち廃棄物として移動した量が99.8%を占めています。排出量・移動量の多い物質はトルエン、ジクロロメタン、塩化メチレン、クロム及び三価クロム化合物 となっています。

内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、正常なホルモン作用への影響が懸念されることから、本県では、平成10(1998)年度から平成12(2000)年度にわたり、65物質(92種類)について、大気8地点、県内主要河川11地点、湖沼5地点、地下水4地点、土壌6地点で実態調査を実施しました。平成13(2001)年度は、それまでの調査結果を基に経年的な汚染状況の

推移を把握するため、継続モニタリング調査を実施し、平成14(2002)年度及び平成15(2003)年度は、調査地点を県内主要河川(水質・底質)13地点とし、過去の調査で高頻度に検出された物質10物質17種類について調査を実施しました。平成15(2003)年度の調査結果では、ノニルフェノール、ビスフェノールA、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチル など4物質が検出されましたが、検出率及び検出値とも、概ね過去の国及び県における調査結果の範囲内でした。平成16(2004)年度からは調査媒体を水質に絞り、調査対象物質を魚類に対する予測無影響濃度が示された3物質(ノニルフェノール、ビスフェノールA、4-t-オクチルフェノール)として平成23(2011)年度まで調査を実施してきました。平成16(2004)年度から平成23(2011)年度の調査では、調査した23地点すべてにおいてこれら3物質は魚類に対する予測無影響濃度を下回っていました。

表2-2 ダイオキシン類の測定結果

| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | 環境基準 |
|-----|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------------|
| 大気 | 気 | 0.010 ~0.019 | 0.012 ~0.044 | 0.012 ~0.10 | 0.011 ~0.020 | 0.0089 ~0.019 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| | 公共用水域 | 水質 | 0.014 ~0.84 | 0.057 ~0.57 | 0.061 ~0.50 | 0.041 ~0.71 | 0.042 ~0.96 |
| 底質 | | 0.20 ~7.5 | 0.20 ~4.7 | 0.22 ~4.2 | 0.16 ~12 | 0.13 ~5.0 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 地下水 | 水質 | 0.013 ~0.21 | 0.056 ~0.69 | 0.061 ~0.088 | 0.041 ~0.042 | 0.041 | 1pg-TEQ/l以下 |
| 土壌 | | 0.0037 ~5.3 | 0.0041 ~5.7 | 0.096 ~35 | 0.015 ~0.87 | 0.0027 ~0.99 | 1,000pg-TEQ/g以下 |

資料: 大気水質保全課

表2-3 有害大気汚染物質の環境基準達成状況の推移

| | (環境基準達成局数 / 有効測定局数) | | | | |
|------------|---------------------|-----|-----|-----|-----|
| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| ベンゼン | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 |
| トリクロロエチレン | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 |
| テトラクロロエチレン | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 |
| ジクロロメタン | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 | 5/5 |

資料: 大気水質保全課

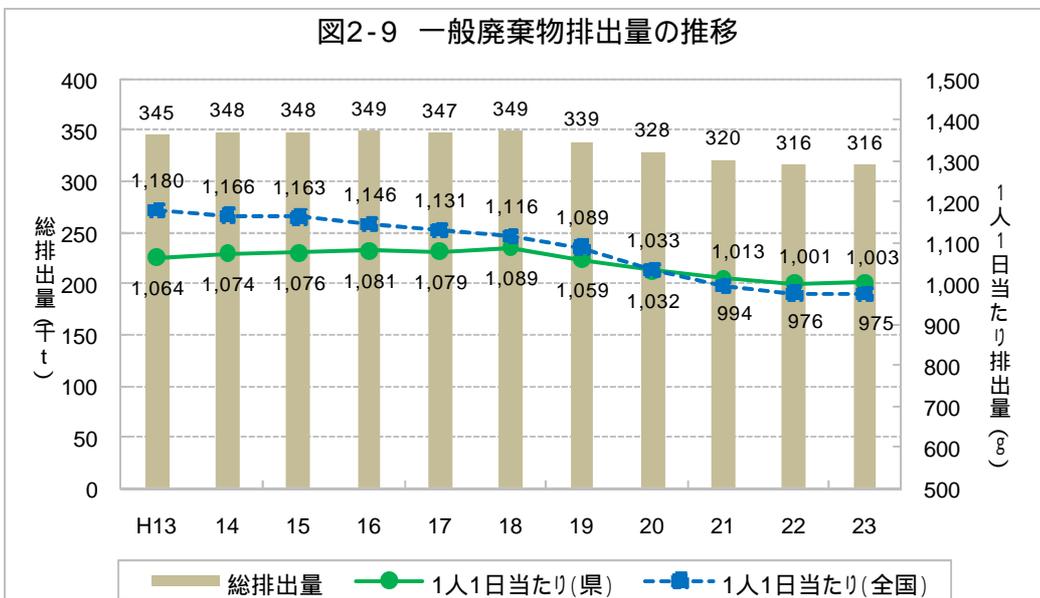
1-7 廃棄物

平成23(2011)年度における一般廃棄物の総排出量は316千トンで、家庭系ごみが71.6%、事業系ごみが28.4%となっています。1人1日当たり排出量で見ると、平成18(2006)年度の1,089gから1,003gに減少しており、平成19(2007)年度以降は減少傾向にあります。

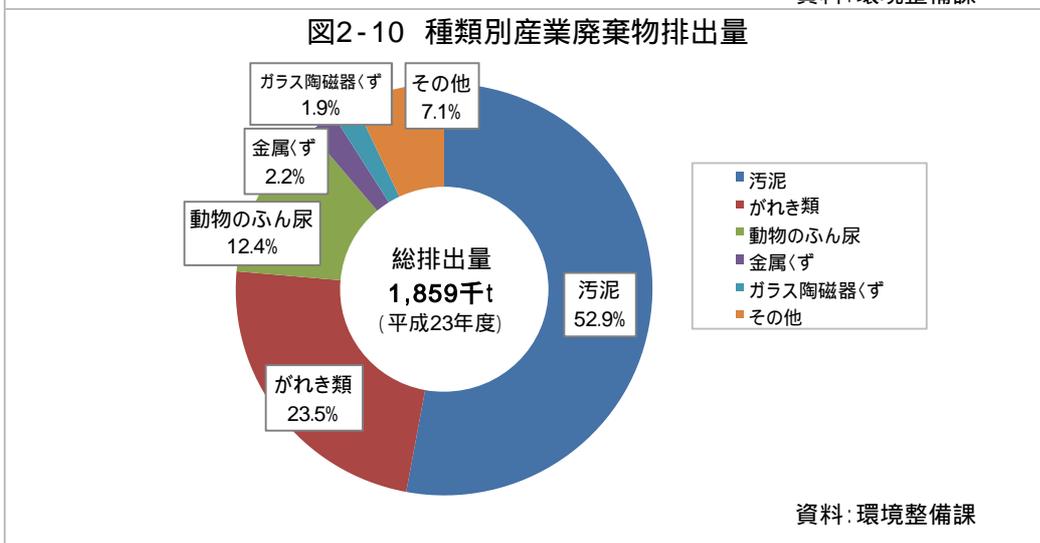
収集されたごみは中間処理が行われ、焼却などによる減量化が73.2%、再資源化が17.5%、埋め立てなどの最終処分が9.3%と

なっています。

平成23(2011)年度における産業廃棄物の総排出量は1,859千トンで、種類別では汚泥が最も多く52.9%、次いでがれき類が23.5%を占めています。発生した産業廃棄物は、自己中間処理及び委託中間処理が行われ、減量化量743千トン(39.9%)、再生利用量899千トン(48.3%)、最終処分量214千トン(11.5%)となっています。



資料:環境整備課



資料:環境整備課

集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1-8 緑・景 観

身近な緑や水辺は、県民の快適な生活環境を形成する上で欠かせないものです。本県では、山梨県環境緑化条例に基づく緑化計画を策定し、近年の緑を取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、新たな時代に対応した緑の創造、保全等に取り組んでいます。

県内の都市公園は、平成23(2011)年度末現在で197箇所、761.66haが整備されています。一方、県内の市街地における緑被分布の状況は、平成24(2012)年度末現在で、甲府29.3%、峡東28.3%、韮崎60.4%などとなっています。

優れた自然が創り出す自然景観や、数多くの歴史的資源が織り成す街並みなど、本県には個性豊かで県民の愛着を育む景観が残っています。これらの景観を後世に継承し、魅力ある景観を創造するため、平成2(1990)年10月に「山梨県景観条例」を制定し、大規

模事業などにおける景観形成について指導を行っています。さらに、平成16(2004)年の景観法制定などを受け、県全体の景観形成の方針と施策を広域的な景観づくりという視点から示した美しい県土づくりガイドラインを策定し、公共事業の景観形成の推進や市町村の景観計画策定に対する指導・支援、景観形成事業への助成などを実施しています。

また、美観風致の維持などを図るため、違反簡易広告物の取締りを実施し、その結果、平成24(2012)年度の違反簡易広告物は258件と平成19(2007)年度の約1/10に減少しました。しかし、違反広告物は依然として多く、美観風致を乱している状況も見受けられるため、平成24(2012)年に屋外広告物条例を改正し、違反広告物の是正指導を強化するとともに、その適正化に向けた規制や普及啓発などに取り組んでいます。

図2-11 都市公園面積及び箇所数の推移

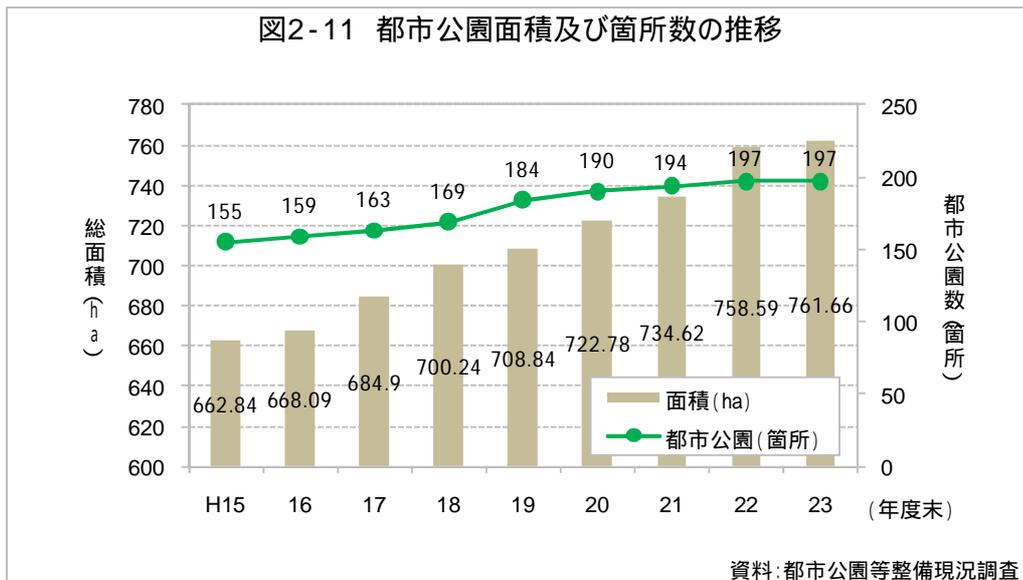


表2-4 市街地内の緑被率(平成24年度)

| 区分 | | 単位: % | | | | |
|---------|-------|--------------|--------------|--------------|-----------------|-------|
| 地区名 | | 樹木緑被率 (A) | 草地緑被率 (B) | 農地緑被率 (C) | 緑被率計 (A+B+C) | 非緑被地率 |
| 甲府市街化区域 | | 10.0 | 5.4 | 13.9 | 29.3 | 70.7 |
| 用途地域 | 峡東 | 14.6 | 4.3 | 9.4 | 28.3 | 71.7 |
| | 葎崎 | 13.4 | 14.6 | 32.4 | 60.4 | 39.6 |
| | 南アルプス | 8.4 | 3.1 | 17.8 | 29.3 | 70.7 |
| | 笛吹川 | 23.8 | 4.8 | 6.1 | 34.7 | 65.3 |
| | 市川三郷 | 15.0 | 9.2 | 23.4 | 47.7 | 52.3 |
| | 富士川 | 8.3 | 9.9 | 21.0 | 39.2 | 60.8 |
| | 上野原 | 12.3 | 10.2 | 17.0 | 39.5 | 60.5 |
| | 大月 | 15.9 | 7.0 | 17.7 | 40.6 | 59.4 |
| | 都留 | 21.3 | 3.1 | 4.4 | 28.8 | 71.2 |
| | 富士北麓 | 8.3 | 7.6 | 18.8 | 34.7 | 65.3 |
| 身延 | 5.3 | 8.9 | 12.5 | 26.8 | 73.2 | |

(甲府都市計画区域の市街化区域及び各都市計画区域の用途地域における緑被率)

資料: 山梨県緑の現況調査(各地域の緑被現況)

2 自然環境

2-1 動物

本県の低地林から高山帯までに及ぶ幅広い地勢は変化に富み、また、寒地系種と暖地系種分布域の接点であるという特性から、四季を通じて様々な野生動物が生息していると言われており、現在までにほ乳類48種、鳥類236種、は虫類15種、両生類14種などが確認されています。

ほ乳類については、特別天然記念物のカモシカが保護の成果により生息分布域が各地の高山帯及び亜高山帯に広がり、また、全国的に減少傾向にあるといわれているツキノワグマは、本県では、平成23(2011)年及び24(2012)年度に行った調査により約700頭が生息していると推計されています。

鳥類については、南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカが生息しており、富士五湖をはじめ釜無川、笛吹川などでは冬季にカモ類の飛来が多く見られます。

魚類は、生息環境の変化により、現在では、かつて身近に存在していた種が見られなくなったり、本来我が国には生息していなかった外来種の存在が確認されています。

昆虫については、我が国では10万種以上、本県では5万種が生息しているものと考えられています。

2-2 植物

本県は、県南部富士川の標高80mから富士山頂の3,776mまでと標高差が大きく、暖帯

から温帯、亜寒帯、寒帯と幅広い自然植生分布が存在する山々が多く見られます。

自然植生については、県南部の富士川沿いから甲府盆地、さらに低山地にかけた標高300m以下の地域では、タブノキ、シロダモ、シラカシなどの常緑広葉樹林で占められており、甲府盆地をとりまく標高1,200m以下の温帯下部は、アカマツ、クリ、コナラ、標高1,800m程度までの温帯上部では、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育しています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳など標高1,800mから2,500m程度までは、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガなどの針葉樹林が広がり、ダケカンバが混生しています。標高2,500m以上の寒帯(高山帯)においては、富士山ではカラマツが、南アルプス、八ヶ

岳、奥秩父山塊ではハイマツが生育していません。

本県の山岳地域には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定されているキタダケソウやアツモリソウをはじめ、多種多様な高山植物が生育し、その多くは氷河期から生息する貴重なものであることから、平成19(2007)年に「希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定し、指定希少野生動植物種の採取行為及び譲渡の禁止などを定め、生育地パトロールの実施など高山植物の保護に努めています。

2-3 自然公園等

優れた自然の風景地を保護し適正な利用の増進を図ることを目的に、本県では、3つの国立公園、1つの国定公園、2つの県立自然公園が指定されており、総面積は121,153ha、県土面積の27.1%を占めています。これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用されており、平成24(2012)年には4,179万人が訪れています。

自然公園では、規制計画及び施設計画が定められ、自然環境の適切な保護と自然への影響が少なく安全な利用の促進を図っています。自然公園内は規制計画に基づき、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3

種特別地域)と普通地域に区分され、自然公園を保護するため各種の行為が規制されています。また、施設計画に基づき、遊歩道や利用施設などの整備を行うとともに美化活動などが行われています。

本県では、ふるさとの豊かな自然環境を保全するため、「山梨県自然環境保全条例」に基づき、将来にわたって保全する必要がある地域や動植物について、自然環境保全地区・自然記念物に指定しており、平成24(2012)年度末現在、31地区3,650haの自然環境保全地区、38箇所自然記念物が指定されています。

表2-5 自然公園一覧

| | | 単位: ha |
|---------|---------|---------|
| 国 立 公 園 | 富士箱根伊豆 | 36,742 |
| | 秩父多摩甲斐 | 46,834 |
| | 南アルプス | 18,286 |
| | 計 | 101,862 |
| 国 定 公 園 | 八ヶ岳中信高原 | 4,088 |
| | 計 | 4,088 |
| 県立自然公園 | 四尾連湖 | 362 |
| | 南アルプス巨摩 | 14,841 |
| | 計 | 15,203 |
| 自然公園合計 | | 121,153 |

資料: やまなしの環境

表2-6 自然公園利用者数の推移

| | | 単位: 千人 | | | | | | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
| 国 立 公 園 | 富士箱根伊豆 | 19,935 | 20,477 | 21,704 | 22,099 | 22,758 | 24,487 | 21,058 | 25,417 |
| | 秩父多摩甲斐 | 8,830 | 9,016 | 10,293 | 9,363 | 8,640 | 8,043 | 7,600 | 7,881 |
| | 南アルプス | 520 | 475 | 433 | 446 | 496 | 558 | 355 | 664 |
| | 計 | 29,285 | 29,968 | 32,430 | 31,908 | 31,894 | 33,088 | 29,013 | 33,962 |
| 国 定 公 園 | 八ヶ岳中信高原 | 6,980 | 7,380 | 7,836 | 7,325 | 7,241 | 6,697 | 6,375 | 7,242 |
| | 計 | 6,980 | 7,380 | 7,836 | 7,325 | 7,241 | 6,697 | 6,375 | 7,242 |
| 県立自然公園 | 四尾連湖 | 72 | 68 | 71 | 75 | 73 | 73 | 62 | 74 |
| | 南アルプス巨摩 | 522 | 496 | 608 | 770 | 737 | 706 | 508 | 512 |
| | 計 | 594 | 564 | 679 | 845 | 810 | 779 | 570 | 586 |
| 自然公園合計 | | 36,859 | 37,912 | 40,945 | 40,078 | 39,945 | 40,564 | 35,958 | 41,790 |

資料: やまなしの環境

2-4 富士山

日本の象徴である美しい富士山の姿と、富士山が育む豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを目的に、平成10(1998)年2月、「富士山総合環境保全対策基本方針」を策定し、さらに、同年11月には、山梨・静岡両県で「富士山憲章」を制定し、両県の連携のもと、富士山の総合的な保全への取組を進めてきました。

平成23(2011)年12月には2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、さらなる取組を進めています。

また、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、平成25(2013)年6月、世界文化遺産に登録されました。

2-5 森林

本県の森林面積は348千haで、県土面積の78%を占め、全国でも有数の森林県です。

また、人工林が153千haを占め、人工林比率は44%となっており、豊かな木材資源が

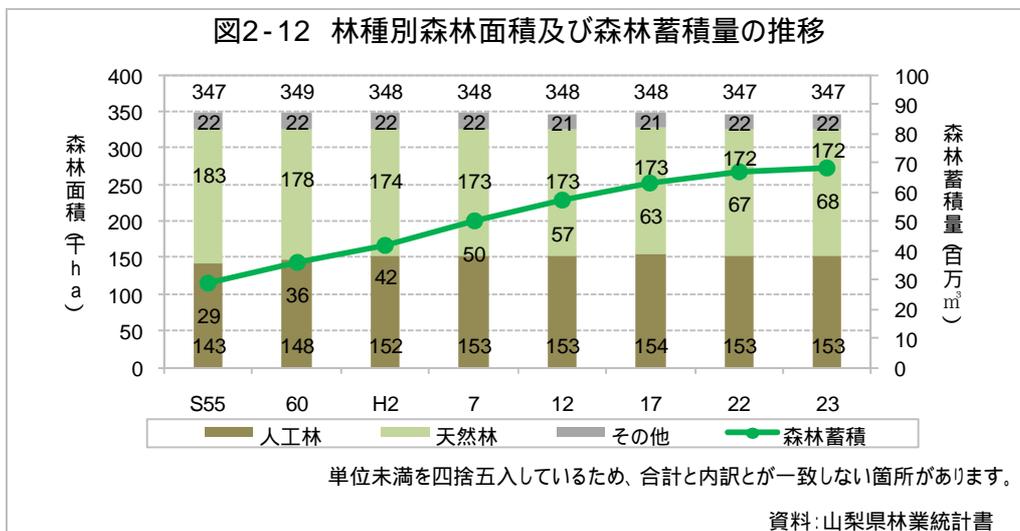
造成されています。

森林は、木材資源として林業の基盤となる他、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生態系の保全、地球温暖化の防止、自然とのふれあいなど、多面的機能を有しています。

また、本県の森林面積の46%を占める県有林について、世界各国の環境団体や社会経済団体などで構成された森林管理協議会(FSC)により、環境に配慮した適正な森林管

理の基準を満たすことが認められ、平成15(2003)年4月、全国の公有林で初めてFSC森林管理認証を取得しました。

平成24(2012)年3月には、「やまなし森林・林業再生ビジョン」を策定し、その中で「森林づくり」、「産業づくり」、「人づくり」を3本の柱とし、それぞれの目指すべき姿の実現に向けた基本目標及び基本方針を定め、森林や林業・木材産業の再生を図っています。



2-6 水 環 境

水は、私たちの日常生活や事業活動に不可欠なものであり、美しい景観や心のやすらぎの場としても重要な役割を果たしています。また、水は、限りのある貴重な資源であり、空、陸、海との間を循環することによって、河川、地下水の水量が保持され、水質が浄化され、水環境や生態系が守られています。

本県は、富士川(釜無川を含む)、多摩川、相模川(桂川を含む)などの河川により上下流域に多くの恵みをもたらす水源県であり、水源地域における森林の整備、生態系や景観に配慮した水辺の整備など、地域や流域レベ

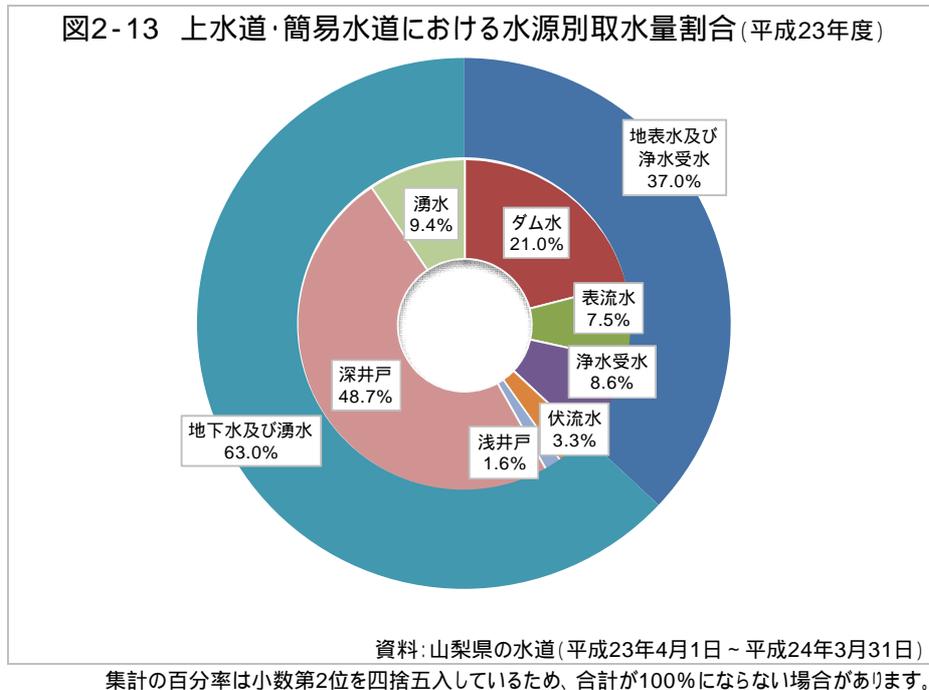
ルでの水源を保全する動きが活発化し、県境を越えて広がっています。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能^{かん}の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。平成23(2011)年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

これらの課題に適切に対応するため、平成

24(2012)年12月に「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用を確保するための仕組みを導入するとともに、平成25(2013)年6月には、健全

な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、新たに「やまなし水政策ビジョン」を策定し、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を展開しています。



3 地球環境

3-1 地球温暖化

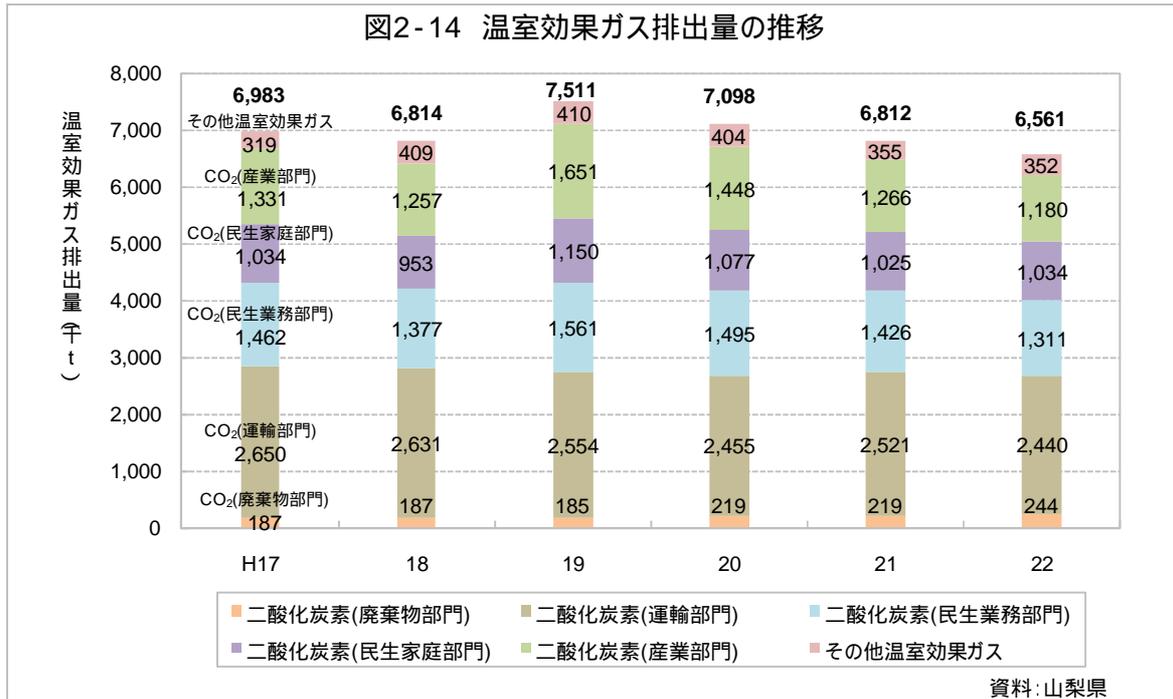
地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいいます。

本県では、平成20(2008)年に制定した山梨県地球温暖化対策条例に基づき、平成21(2009)年に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

本県の平成22(2010)年度における温室効果ガス排出量は、6,561千t-CO₂で、計画の基準年(平成17(2005)年)に比べ、6.0%減少しています。

温室効果ガス総排出量の95%を占める二酸化炭素 排出量について、部門別の状況を見ると、基準年に比べ、産業部門は11.3%、民生業務部門は10.3%、運輸部門は7.9%、いずれも減少しているのに対し、民生家庭部門は横ばい、廃棄物部門は増加しています。

図2-14 温室効果ガス排出量の推移



3-2 オゾン層

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生態系を守る役割を担っています。このオゾン層が、特定フロン等の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害な紫外線量が増加し、人の健康や生態系への悪影響が生じるおそれがあります。

オゾン層の保護対策としては「ウィーン条約」など国際的な取組により、特定フロン等のオゾン層破壊物質の生産削減が進められてきています。我が国では、平成7(1995)年度末をもって特定フロン等の生産は全廃していますが、すでに生産された特定フロン等を利用している冷蔵庫やカーエアコンなどの廃棄

時には、特定フロン等が漏出しないよう回収・破壊する必要があります。

国内では「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン類法)」(平成13(2001)年制定、平成25(2013)年改正)、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」(平成10(1998)年)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」(平成14(2002)年)が整備され、使用済みのカーエアコンや冷蔵庫を回収し、特定フロン等を回収・破壊する仕組みが整ってきました。

本県では、平成24(2012)年度、冷凍空調機器から18,469kg(18,177台)の特定フロン等を回収しました。

3-3 エネルギー

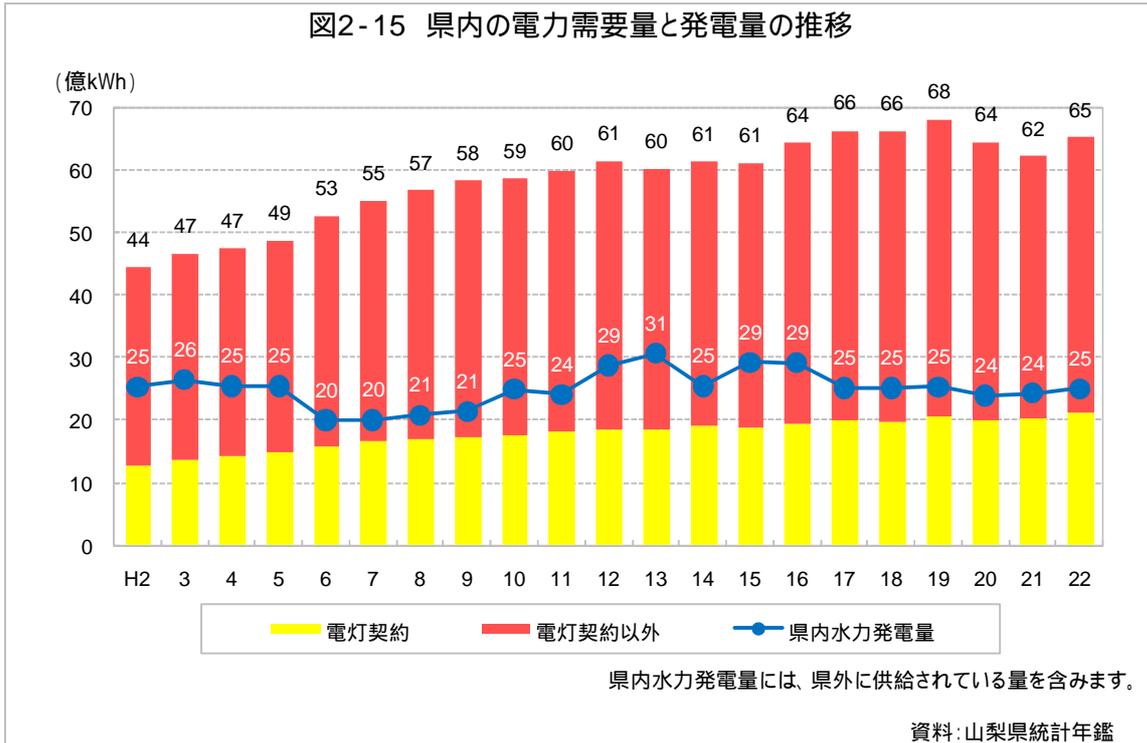
山梨県では、「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」を策定し、概ね2050年ごろまで

に、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全て

をクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指しています。

県内の平成22(2010)年度の電力需要量は65億600万kWhで、内訳は、家庭や小規模店舗の契約である電灯契約分が32.7%、工場等の契約分が67.3%です。

一方、発電量は、ほとんどが水力発電によるものであり、平成22(2010)年度は25億kWhとなっています。今後は、太陽光発電の本格的な普及を進め、発電量の増加を図ります。



第4節 これまでの成果・今後の課題

1 山梨県環境基本計画の進捗状況(平成24(2012)年度末までの状況)

山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)においては、計56項目の環境指標を設け、達成状況の点検・評価を行っています。計画の最終年度は、平成25(2013)年度であり、計画の最終評価は翌年度に数値が揃った段階で行いますが、平成24(2012)年度末時点での計画の進捗状況は次のとおりです。

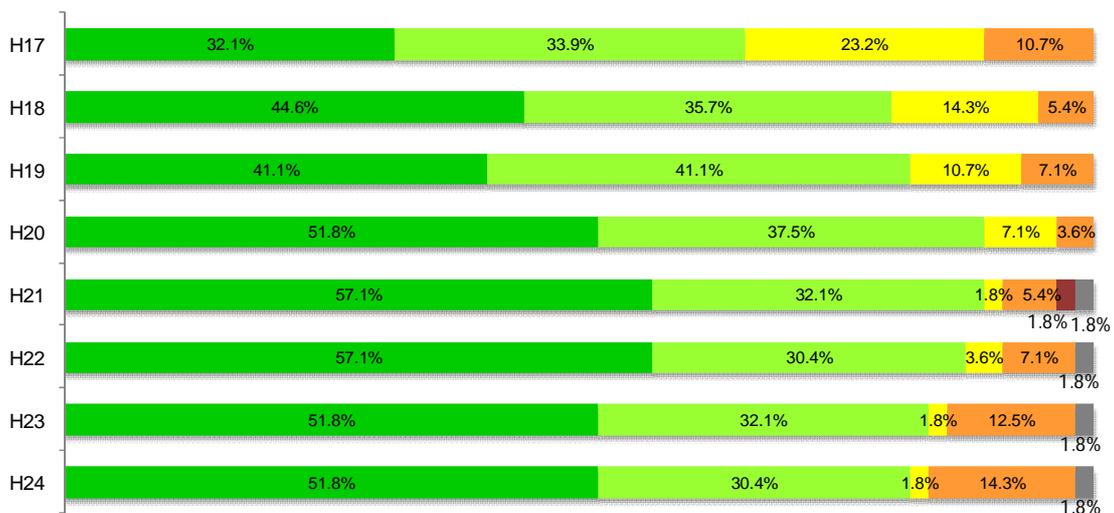
計56項目の環境指標の内、29項目(51.8%)が「目標を達成」、17項目(30.4%)が「指標が改善している」であり、計46項目(82.1%)の指標が「達成」又は「改善してい

る」となっています。一方、指標が「横ばい」又は「改善していない」ものが計9項目(16.1%)あります。

分野別に達成状況を見ると、「達成」と「改善している」が80%以上を占める分野が大半ですが、一方で「1 循環型社会システムの確立」、「7 情報の提供」、「8 調査・研究の実施」及び「重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進」では、「達成」と「改善している」を合わせた割合が50%となっています。

図2-16 山梨県環境基本計画 環境指標の状況(概要)(平成17~24年度)

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標を達成しているもの | 18 | 25 | 23 | 29 | 32 | 32 | 29 | 29 |
| 指標が改善しているもの | 19 | 20 | 23 | 21 | 18 | 17 | 18 | 17 |
| 指標が横ばいであるもの | 13 | 8 | 6 | 4 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 指標が改善していないもの | 6 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 7 | 8 |
| 特殊な事情により評価できないもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 事業を廃止したもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |



■ 目標を達成しているもの ■ 指標が改善しているもの ■ 指標が横ばいであるもの
 ■ 指標が改善していないもの ■ 特殊な事情により評価できないもの ■ 事業を廃止したもの

集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

表2-7 山梨県環境基本計画 環境指標の状況(指標項目毎)(平成17~24年度)

| No. | 指標の項目 | H 17 | H 18 | H 19 | H 20 | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 |
|-----|--------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 一般廃棄物総排出量 | 達成 |
| 2 | 県民1人1日当たりごみ排出量(資源回収されるものを除く。) | 達成 | 達成 | 改善している | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 |
| 3 | 一般廃棄物リサイクル率 | 達成 |
| 4 | 産業廃棄物総排出量 | 達成 |
| 5 | 産業廃棄物再生利用量 | 達成 |
| 6 | 産業廃棄物最終処分量 | 達成 |
| 7 | 自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。) | 達成 |
| 8 | 鳥獣保護区等指定面積 | 達成 |
| 9 | 自然監視員委嘱数 | 達成 |
| 10 | 山岳レインジャーの延べ人数 | 達成 |
| 11 | 緑サポーター登録者数 | 達成 |
| 12 | 自然公園等利用者数 | 達成 |
| 13 | 「森林文化の森」パートナー数 | 達成 |
| 14 | 富士山山小屋トイレ整備率 | 達成 |
| 15 | 河川水辺環境整備箇所数 | 達成 |
| 16 | 大気汚染に係る環境基準達成測定局数(二酸化硫黄) | 達成 |
| 17 | 大気汚染に係る環境基準達成測定局数(一酸化炭素) | 達成 |
| 18 | 大気汚染に係る環境基準達成測定局数(浮遊粒子状物質) | 達成 |
| 19 | 大気汚染に係る環境基準達成測定局数(二酸化窒素) | 達成 |
| 20 | 大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダント) | 達成 |
| 21 | 低公害車導入台数(軽自動車を除く。) | 達成 |
| 22 | エコドライブ宣言車両率 | 達成 |
| 23 | 水質汚濁に係る環境基準達成地点数(河川) | 達成 |
| 24 | 水質汚濁に係る環境基準達成地点数(湖沼) | 達成 |
| 25 | 生活排水クリーン処理率 | 達成 |
| 26 | ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌) | 達成 |
| 27 | 自動車騒音に係る環境基準達成率(昼夜間とも基準値以下) | 達成 |
| 28 | 電線類地中化延長 | 達成 |
| 29 | 国県指定文化財数 | 達成 |
| 30 | 市街地の人口1人当たりの身近な公園の整備面積 | 達成 |
| 31 | 「緑の教室」受講者数 | 達成 |
| 32 | 温室効果ガス総排出量(1) | 達成 |
| 33 | 森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量 | 達成 |
| 34 | 環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数 | 達成 |
| 35 | やまなし森の教室参加人数 | 達成 |
| 36 | 学校林活動実施校数 | 達成 |
| 37 | 親子エコスクール参加者数(2) | 達成 | 達成 | 達成 | 達成 | - | - | - | - |
| 38 | 環境科学研究所による学習指導者派遣回数 | 達成 |
| 39 | 山梨環境科学カレッジ修了者数 | 達成 |
| 40 | 環境学習指導者派遣回数 | 達成 |
| 41 | 環境美化活動参加者数 | 達成 |
| 42 | 土木施設環境ボランティア数 | 達成 |
| 43 | 人口10万人当たりのNPO法人数 | 達成 |
| 44 | 森林ボランティア団体数 | 達成 |
| 45 | 環境科学研究所来館者数 | 達成 |
| 46 | 環境情報センター利用者数 | 達成 |
| 47 | 環境科学研究所における図書等貸出数 | 達成 |
| 48 | やまなしの環境アクセス数 | 達成 |
| 49 | 環境科学研究所研究テーマ数 | 達成 |
| 50 | 環境研フォーラム、国際シンポジウム参加者数 | 達成 |
| 51 | 富士山周辺の環境美化活動参加者数 | 達成 |
| 52 | 富士山スバルラインのマイカー利用率 | 達成 |
| 53 | 新規林業就業者数 | 達成 |
| 54 | 水源の森づくり面積(育成複層林面積) | 達成 |
| 55 | エコファーマー認定者数 | 達成 |
| 56 | 甲斐のこだわり環境農産物認証件数 | 達成 |

<評価・分類方法> 年度毎に目標値に対する達成状況を次のとおり評価して分類

達成 目標値 < 現状値、 改善している 基準値 < 現状値 < 目標値、 横ばい 基準値 = 現状値
改善していない 現状値 < 基準値、 特殊な事情により評価できない(1)、 - 事業廃止(2)

- H21の指標No.32(温室効果ガス総排出量)は、中越沖地震により柏崎原発が全面停止となり、電気に係るCO₂の排出源原単位が大幅に増加したため、「特殊な事情により評価できない」とした。
- 指標No.37(親子エコスクール参加者数)は、事務事業の見直しにより「環境学習における指導者派遣事業」(H21~)で所期の目的が達成できるため事業を廃止した。

表2-8 山梨県環境基本計画 分野毎の環境指標の状況(「達成」「改善」の割合)(平成17~24年度)

| 分 野 | | H 17 | H 18 | H 19 | H 20 | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 |
|-------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 環境の保全と創造のための施策の展開 | | | | | | | | | |
| 1 | 循環型社会システムの確立 | 50% | 83% | 67% | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% |
| 2 | 豊かな自然環境の保全 | 89% | 89% | 100% | 89% | 89% | 89% | 89% | 89% |
| 3 | さわやかな生活環境の保全と創造 | 69% | 81% | 81% | 88% | 94% | 94% | 94% | 94% |
| 4 | 地球環境保全対策の推進 | 50% | 75% | 100% | 100% | 75% | 75% | 100% | 100% |
| 5 | 環境教育・環境学習の推進 | 88% | 88% | 75% | 100% | 88% | 88% | 75% | 88% |
| 6 | 自発的な活動の促進 | 75% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 7 | 情報の提供 | 25% | 25% | 25% | 50% | 50% | 50% | 25% | 50% |
| 8 | 調査・研究の実施 | 0% | 100% | 100% | 50% | 100% | 50% | 100% | 50% |
| 重点的に取り組む施策 | | | | | | | | | |
| 重点 1 | 富士山の環境保全対策の推進 | 75% | 75% | 75% | 75% | 100% | 100% | 75% | 100% |
| 重点 2 | 森林、緑地の保全等の推進 | 43% | 71% | 86% | 100% | 100% | 100% | 86% | 86% |
| 重点 3 | 水環境の保全等の推進 | 60% | 80% | 80% | 80% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 重点 4 | 環境の保全に資する農業の促進 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 重点 5 | 廃棄物等の発生抑制の推進 | 50% | 83% | 67% | 100% | 100% | 100% | 100% | 50% |
| 重点 6 | 地球温暖化対策の推進 | 50% | 75% | 100% | 100% | 75% | 75% | 100% | 100% |

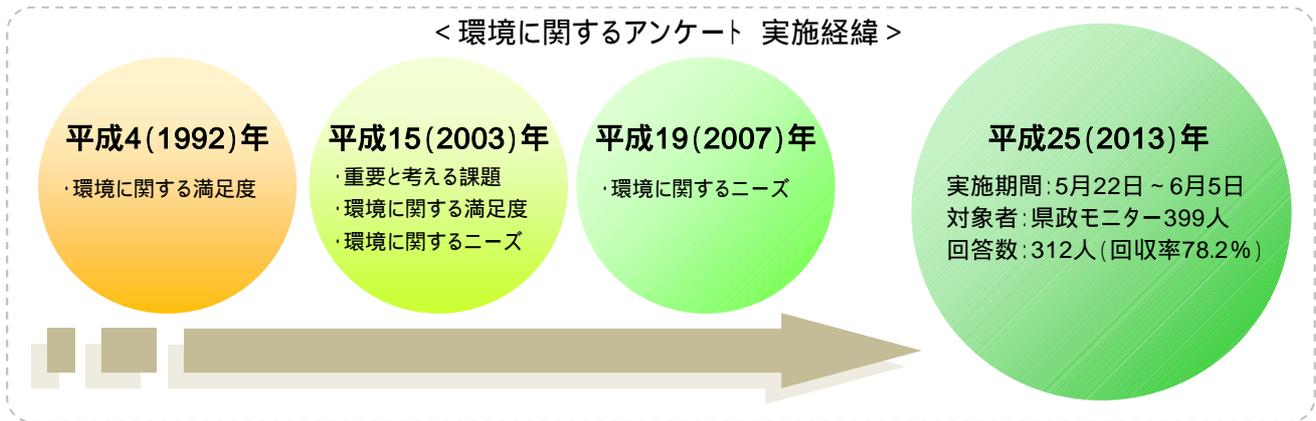
< 表の説明 >

前ページの表2-7の環境指標を分野毎に分類・集計し、「達成」「改善している」指標が占める割合を年度毎に表示

2 県民の環境に関する意識、ニーズの変化

本県では、環境に関する県民の意識を把握するため、平成25(2013)年5月に県政モニターを対象にアンケート調査を実施しました。

今回のアンケート結果を、過去実施した同様のアンケート結果と比較・分析した結果は次のとおりです。



2-1 重要と考える課題

アンケート調査では、最初に、環境、福祉、経済などの様々な課題項目の中から「重要と考える課題」を3つまで挙げてもらいました。

結果、県民が重要と考える課題としては、「少子・高齢化の進展」(53.3%)、次いで「福祉・介護の問題」(47.4%)といった事項が上位に挙げられました。

環境に関する課題は、「ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題」(46.0% : 1位 3位)、「地球の温暖化や砂漠化など地球規模での環境問題」(26.3% : 4位 5位)と、依然上位ではあるものの、平成15(2003)年の調査から、それぞれ順位を下げました。

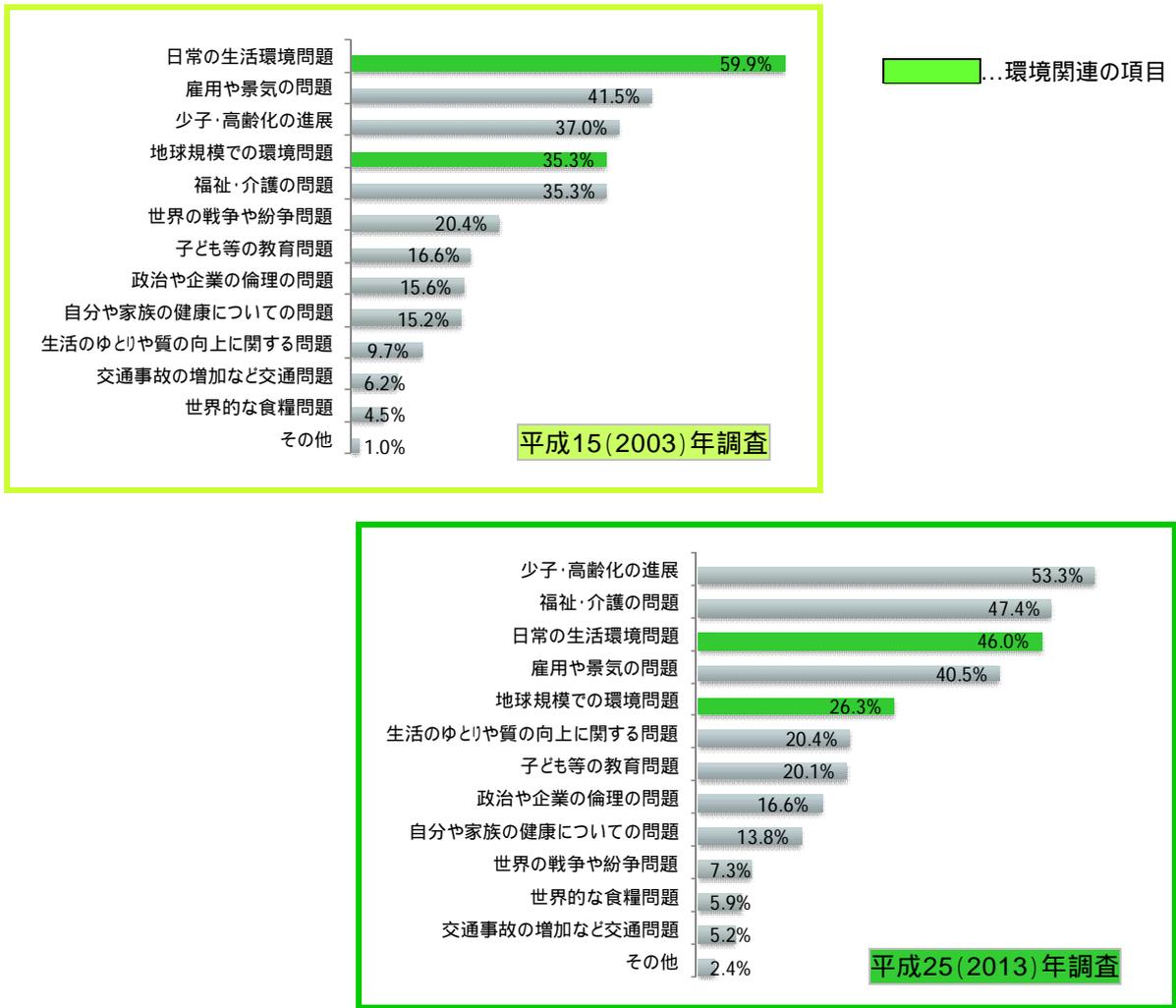
表2-9 重要と考える課題(平成15(2003)年、25(2013)年調査)

| 項目 | H15 | | H25 | |
|-----------------------|-----|-------|-----|-------|
| | 順位 | 回答率 | 順位 | 回答率 |
| 少子・高齢化の進展 | 3 | 37.0% | 1 | 53.3% |
| 福祉・介護の問題 | 5 | 35.3% | 2 | 47.4% |
| ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題 | 1 | 59.9% | 3 | 46.0% |
| 雇用や景気の問題 | 2 | 41.5% | 4 | 40.5% |
| 地球の温暖化や砂漠化等地球規模での環境問題 | 4 | 35.3% | 5 | 26.3% |
| 生活のゆとりや質の向上に関する問題 | 10 | 9.7% | 6 | 20.4% |
| 子ども等の教育問題 | 7 | 16.6% | 7 | 20.1% |
| 政治や企業の倫理の問題 | 8 | 15.6% | 8 | 16.6% |
| 自分や家族の健康についての問題 | 9 | 15.2% | 9 | 13.8% |
| 世界の戦争や紛争問題 | 6 | 20.4% | 10 | 7.3% |
| 世界的な食糧問題 | 12 | 4.5% | 11 | 5.9% |
| 交通事故の増加など交通問題 | 11 | 6.2% | 12 | 5.2% |

...環境関連の項目

順位の網掛けは前回の調査より順位が上がっているもの。

図2-17 重要と考える課題(平成15(2003)年、25(2013)年調査)



2-2 環境に関する満足度

県内の自然環境(自然、水や水辺、土、動植物等とのふれあい等)、生活環境(空気、川や湖のきれいさ、周辺の静けさ、清潔さ等)、及び人文環境(町や田畑の景観、公園、歴史的環境、文化財等)に関する県民の満足度を調査しました。

平成4(1992)年、平成15(2003)年、平成25(2013)年の調査結果を比較すると、「満足」及び「やや満足」とした人の割合は、自然環境(56.8% 65.1% 70.5%)、生活環

境(37.7% 61.9% 65.4%)と増加傾向にあります。一方、人文環境(32.1% 42.9% 41.0%)は、満足している人の割合が過半数を下回りました。

ここ20年間で自然環境、生活環境が改善したことがうかがえますが、人文環境の満足度は他の項目に比べると低く、また、10年前と比べても十分に改善はされていないと考えられます。

図2-18 環境に関する満足度の推移(「満足」「やや満足」合計値)

(平成4(1992)年、15(2003)年、25(2013)年調査)

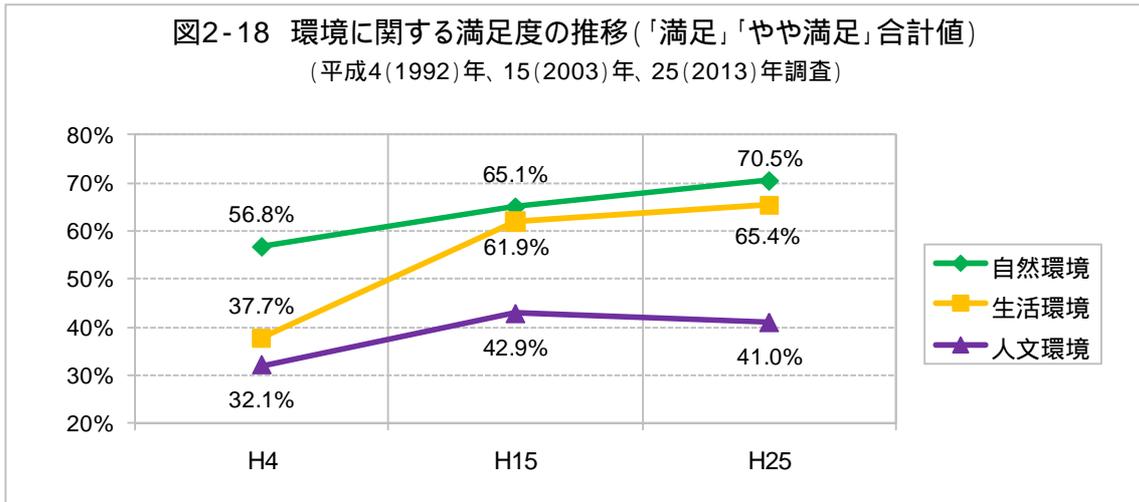
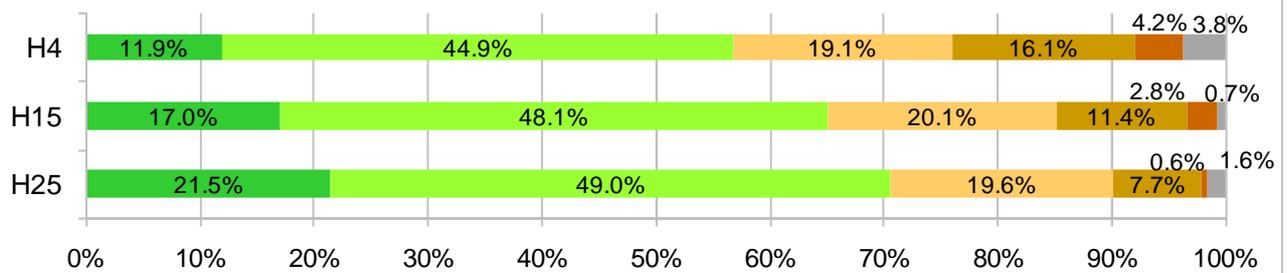


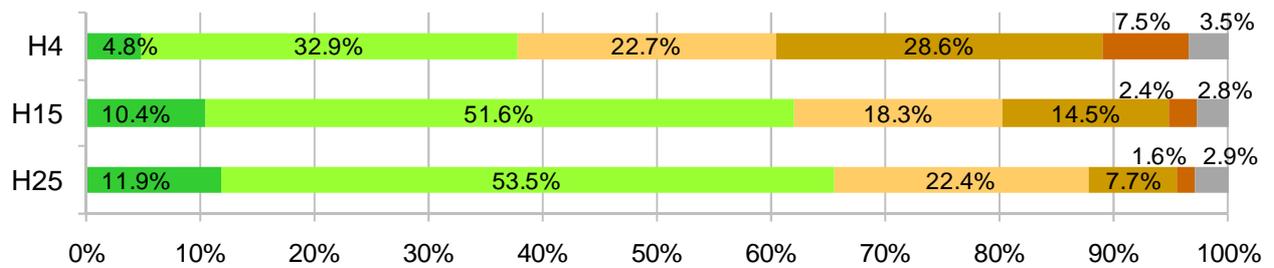
図2-19 環境に関する満足度の推移(分野毎)

(平成4(1992)年、15(2003)年、25(2013)年調査)

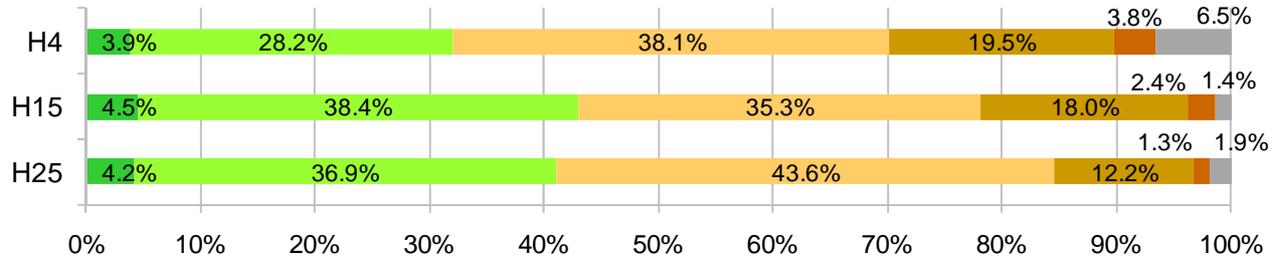
自然環境



生活環境



人文環境



■満足 ■やや満足 ■どちらともいえない ■やや不満 ■不満 ■無回答

集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

2-3 環境に関するニーズ

環境保全のために行政に望む対策について、平成15(2003)年、平成19(2007)年、平成25(2013)年に調査しました。また、平成25(2013)年調査では、併せて山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)の施策分野の中で、重要だと考えるものについて3つ挙げてもらいました。

過去3回の調査結果を比較すると、「川や湖をきれいにするために下水道その他の施設を整備すること」(3位 1位 1位)、「周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること」(3位 5位 2位)、「学校等において環境教育・学習を行うこと」(5位 6

位 3位)、「ごみの不法投棄を取り締まること」(1位 2位 4位)、「廃棄物の最終処分や再資源化施設を整備すること」(2位 4位 5位)といった項目が継続して上位となっています。

一方、山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)の施策分野の中では、「1 循環型社会システムの確立」(47.1%)、「2 豊かな自然環境の保全」(33.0%)、「重点1 富士山の環境保全対策の推進」(26.3%)、「重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進」(24.0%)といった施策が重要と考えられています。

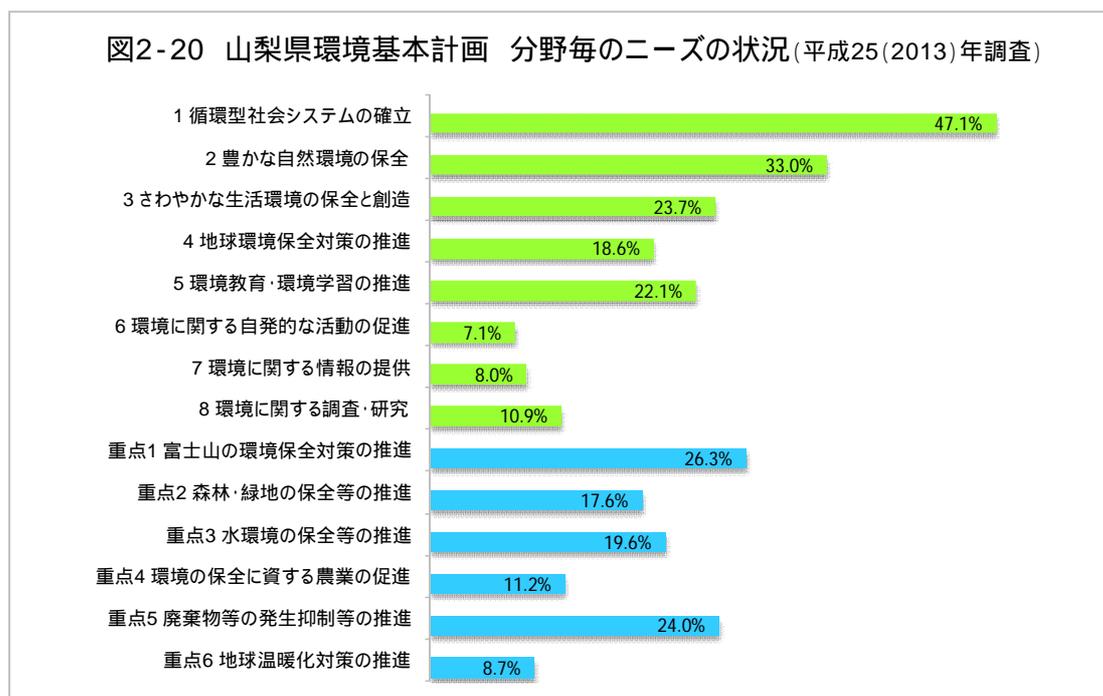
表2-10 行政に望む環境保全の施策項目(重要度の推移)

(平成15(2003)年、19(2007)年、25年(2013)調査)

| 行政に望む環境保全の施策項目 | H15 | | H19 | | H25 | |
|--|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | 順位 | 回答率 | 順位 | 回答率 | 順位 | 回答率 |
| 川や湖をきれいにするために下水道その他の施設を整備すること | 3 | 43.1% | 1 | 41.5% | 1 | 45.2% |
| 周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること | 3 | 43.1% | 5 | 30.2% | 2 | 45.2% |
| 学校等において、環境教育・学習を行うこと | 5 | 33.1% | 6 | 21.4% | 3 | 34.9% |
| ごみの不法投棄を取り締まること | 1 | 46.8% | 2 | 36.7% | 4 | 31.4% |
| 廃棄物の最終処分場や再資源化施設を整備すること | 2 | 45.6% | 4 | 30.6% | 5 | 19.9% |
| 大気汚染、振動、騒音などの公害を防止するため、自動車、工場などへの規制を行うこと | 7 | 17.7% | 7 | 17.7% | 6 | 16.3% |
| 用途に応じた適切な土地利用を行うこと | 10 | 15.3% | 14 | 5.2% | 7 | 13.8% |
| 広告や看板の設置を規制したり、電柱のない街並みを整備すること | 9 | 16.9% | 11 | 8.1% | 8 | 12.5% |
| 樹木や花などを身近に植え環境美化を行うこと | 11 | 8.5% | 12 | 8.1% | 9 | 10.6% |
| 地域住民による自主的な組織づくりやボランティア活動を支援すること | 6 | 19.0% | 9 | 16.1% | 10 | 10.3% |
| 史跡や歴史的な建造物の保全を行うこと | 14 | 4.8% | 15 | 4.8% | 11 | 9.3% |
| 地球温暖化対策を行うこと | - | - | 3 | 35.5% | 12 | 8.3% |
| 環境保全活動の普及啓発活動を行うこと | - | - | 10 | 8.5% | 13 | 7.4% |
| ダイオキシンや環境ホルモン等の対策を行うこと | 8 | 17.3% | 8 | 17.3% | 14 | 4.8% |
| 環境情報の提供を行うこと | 13 | 6.9% | 16 | 3.6% | 15 | 4.5% |
| 環境保全、快適環境の創造を目指した研究体制を整備すること | 12 | 8.1% | 13 | 5.6% | 16 | 4.2% |
| その他(自由記述) | 16 | 2.0% | 17 | 1.6% | 17 | 1.9% |
| 無回答 | 15 | 3.2% | 18 | 0.0% | 18 | 1.0% |
| 特に必要ない | 17 | 0.0% | 18 | 0.0% | 19 | 0.3% |

順位の網掛けは直前回の調査より順位が上がっているもの。

図2-20 山梨県環境基本計画 分野毎のニーズの状況(平成25(2013)年調査)



3 これまでの成果・今後の課題

3-1 これまでの成果

山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)の環境指標の達成状況(平成24(2012)年度末時点)を見ると、計56項目の環境指標の内、46項目(82.1%)が「達成」又は「改善している」となっています。

また、県民の環境に関する満足度は、自然環境、生活環境とも、山梨県環境基本計画

の策定後、増加を見せており、環境が良くなっていると考えられる県民が増えていると考えられます。

一方、経済や福祉、教育といった問題と比較してみた場合にも、依然県民の中でも環境に関する問題は重要と捉えられています。

3-2 今後の課題

山梨県環境基本計画の環境指標の中には、指標が「横ばい」又は「改善していない」ものが9項目(16.1%)あり、特に、自然監視員委嘱数、大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダント)、環境情報センター利用者数、環境科学研究所における図書等貸出数、といった指標はほとんど改善が見られておらず、対策が求められます。

また、県民の環境に関する満足度を見ると、人文環境については、ほぼ横ばいの状況であり、目立った改善が見られていません。

一方、県民が環境に関し行政に求めるニーズとしては、生活環境、自然環境の整備や、環境教育・学習、廃棄物問題が上位となっており、これらについてより一層の取組が求められていると考えられます。